

長岡京市社会福祉協議会 地域敬老行事開催事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民が高齢者を敬愛し、長寿を祝い、合わせて高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、高齢者自身が自らの生活向上に意欲を高める等敬老意識の啓発と地域住民との交流を目指した地域ぐるみの各種事業（以下「敬老行事」という。）を開催する地域に対して、長岡京市社会福祉協議会として必要な支援を行うことを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、地域が主体となつて行う次に掲げる敬老行事であつて、敬老の日前後に実施されるものに限る。ただし、やむを得ない事情があると会長が認めたときは、別途期日を定めて行うものを助成対象事業とする。

- (1) 敬老会の開催
- (2) 高齢者対象の各種大会等の開催
- (3) 高齢者と地域住人との懇談会の開催
- (4) その他敬老行事として地域ぐるみで行う事業

2 助成対象事業の実施については、他の事業と共同して行うことを妨げない。

(助成対象地域)

第3条 助成対象事業を行う地域（以下「助成対象地域」という。）は、自治会組織を最小単位とする。
2 自治会未結成地域にあつては、地域内の各種団体等が当該地域全域を対象とする行事を開催する場合に限り、前項の規定を準用する。

(助成額)

第4条 助成対象事業を実施するために必要な経費に対する助成額は、次の各号の算式により得られた額とし、総事業費を超えない額とする。

- (1) 助成対象者1人あたり 1,000円
 - (2) 各種の会開催時の講師等謝礼 10,000円以内の実費
- 2 前項に規定する助成対象者は、助成対象事業の実施日が属する年の12月末日までに満70歳以上となる高齢者で、敬老行事に参加した者（会への出席または記念品の受け取り等、方法は問わない）をいう。

(交付申請)

第5条 助成対象地域は、助成金の交付を受けようとするときは、敬老行事開催事業助成金交付申請書（第1号様式）に次の関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (3) 事業実施計画・事業収支予算書（第2号様式）
- (4) その他必要な書類

第6条 会長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請にかかる書類に基づきその適否を審査し、敬老行事開催事業助成金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により、当該助成対象地域に通知するものとする。

2 助成の決定を受けた助成対象地域（以下「助成地域」という。）は、事業実施計画書に従い、事業を実施しなければならない。

(実施結果報告)

第7条 助成地域は、当該申請にかかる助成事業が終了したときは、速やかに会長に対して敬老行事開催事業実施結果報告書兼助成金交付請求書（第4号様式）に次の関係書類を添えて、提出しな

なければならない。

(1) 事業実施報告・事業収支決算書(第5号様式)

(2) その他必要な書類

(交付決定等)

第8条 会長は、前条の規定による報告書により当該地域開催事業の内容及び経理等を審査し、助成額を確定するとともに、助成地域に、敬老行事開催事業助成金(交付決定変更)・確定通知書(第6号様式)により通知するとともに助成金を交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。